社会福祉法人海光会

役員報酬規程

2018.6 施行

(目的及び意義)
第１条この規程は，社会福祉法人海光会（以下「この法人」という。）の定款第８条及び第 21 条の規定に基づき，役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬等の支給）
第２条　役員等に対しては，職務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。
（１）常勤役員等（祝祭日、正月、夏季を除く 5 日以上勤務の者。モバイルワーク等含む）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
（２）非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（常勤役員等の報酬等の額の算定方法）
第３条　常勤の理事に対する報酬等の額は，次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
（１）報酬については、別表第１に定める額
（２）賞与については、別表第２に定める額
（３）退職手当については、別表第３に定める算式による算出される額
（４）通勤手当については、職員給与規程第 19 条に準ずる額

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）
第４条　非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
（１）報酬については、別表４に定める額
（２）非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、社会福祉法人海光会　旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給及び退職手当の支給）
第５条　当法人の職員として在籍のまま理事長等である期間は、第 3 条に定める報酬の支給はせず、職員の給与に関する規則に基づき、給与を支給する。
２　職員から、退職手当の支給を受けることなく引き続き理事長等となった者については、引き続き既加入を継続するものとし、定年（職員に同じ）に達した日の属する年度の末日までの理事長等としての在任期間を職員勤続期間とみなして、職員の退職手当に関する規則の規定する退職手当を支給する。その場合、役員等の退職金は支給しない。

（報酬等の支給方法）
第６条　常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

（報酬等の支給方法）
第６条　非常勤役員等及び常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。
（１）非常勤役員等の報酬については出席等の事実が発生してから 2 週間以内、常勤役員等の報酬については、毎月末日に銀行振込によって本人口座へ支給する。ただし、その日が休日にあたる時は、職員給与第４条に準じた日とする。
（２）賞与については、毎年７月・１２月・４月とする。
（３）退職手当については、任期の満了、辞任または死亡により退職した後 1 ヵ月以内に支給する。
２　非常勤役員等に対する報酬は、出席等の事実が発生した都度、支給する。
３　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった時には、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）
第７条　新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
２　常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
３　月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
４　本条第２項の規定に関わらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）
第８条　この規定により、計算金額に１円未満の端数が生じた時には、すべて切り捨てる。

（公表）
第９条　当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）
第１０条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。
（補則）
第１１条　この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付則　この規程は 2017 年 6 月 21 日より施行する。
付則　この規程は 2018 年 6 月 12 日より施行する。

別表第１（常勤役員等の報酬）

役職名	月額
理事長（理事の実務経験 12 年以上）	330,000 円
理事長（理事の実務経験 6 年以上）	280,000 円
理事長（理事の実務経験 6 年未満）	230,000 円
常務理事	200,000 円

別表第２（常勤役員等の賞与）
職員に支給する算出基礎の 80%とする。但し、法人実績の著しい低下、その他やむを得ない事由がある場合には、減額または支給しない場合がある。

	月額
7 月・12 月・4 月　賞与	報酬月額×算出基礎×0.8

別表３（常勤役員等の退職金算定式）

最終報酬月額　×　在任年数　×　係数 0.3

※上記在任年数は１カ年単位とし、端数は月割りとする。但し、1 ヵ月未満は 1 ヵ月に切り上げる。

別表４（非常勤役員等の報酬）

	月額
賞与	支給無し

（１）評議員

	日額
評議員会、入札立会いへの出席	2,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	2,000 円

（２）理事

	日額
理事会等会議、入札立会いの出席	5,000 円
上記の他、監査等法人及び施設業務の為の出勤	15,000 円

（３）監事

	日額
理事会等会議、入札立会いの出席	5,000 円
上記の他、監査等法人及び施設業務の為の出勤	15,000 円